

平成28年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） 皆様、おはようございます。

公明党を代表して、一般質問いたします。

昨日は、一般質問において、4人の議員の全員が障がい者に焦点を当てた質問を取り上げ、障がい者が、公の場でできる社会になったことを改めて痛感いたしました。しかし、同時に、その質疑を拝聴する中で、私たち議員だけではなく、行政の職員も、ひいては市民も、どこまで障がいを、障がい者を、理解しているのかと自問自答しておりました。

私は、10月末に、香澄小学校の公開研究会にお邪魔いたしました。当然、特別支援学級の授業を参観させていただいたわけですが、児童たちは皆一様に、担任の指導に呼応しながら授業が進められ、最後まで私には児童たちの困り感や研究会の目的が見出せぬまま、無難に終了したとの印象を持ちました。

参観後、ある方と懇談した折、「その学校には〇〇という障がいを持った児童がいましたでしょう。その障がいに対する個別的な配慮はありましたか。指導案にはどのように記載されておりましたか」といった言葉がけがあり、私ははっとさせられました。そうした視点も必要だったと。

障がいとは何か、障がい者とは何か、このことを理解するためには、常に彼らの生活、つまり学校であったり、家庭であったり、地域であったりを念頭に置いて考えることが必要であることを、改めて意識いたしました。それと同時に、そのような言葉がけが自然と出る人を、障がい者本人はもちろん、保護者や御家族、周囲の方々は待ち望んでいるとの思いが広がりました。

習志野市は、平成27年12月25日に、習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例を、国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称障害者差別解消法に先駆けて施行いたしました。それは、誰も置き去りにしないとの、習志野市の障がいや障がい者に対する真摯な姿勢のあらわれでございます。

しかし、法をつくるもの人であれば、法を活用するの人もでございます。習志野市は、心を通わせるまちづくり条例の施行で何が変わったのでしょうか。私は、まずは人でなければと考えます。障がいや障がい者に限らず、常に行政課題に対して問題意識を持ち、市民に対して心を働かせ、理解を促すきっかけやヒントを提供できる人材を育成していただき、市役所がより頼れる存在となりますことを期待いたします。

そのような感慨を持ちながら質問に移ります。

質問の1点目は、医療費の「見える化」についてでございます。

医療費といえば、保険料の適正化、負担の抑制策、一般会計からの繰り入れなど、話題の枚挙にいとまがございませんが、それらのほとんどは国民健康保険に帰するものでございます。

しかし、医療費の問題は、国民健康保険に限ったものではございません。習志野市の国民健康保険の加入率は約2割であり、残りの約8割は社会保険等の加入者と生活保護受給者という現状にあっては、国民健康保険を語るだけでは不十分ではないでしょうか。

全ての市民が医療費の実態を知り、健康を意識するためには、一保険者であり、福祉事務所である習志野市が、できる限り多くの医療費情報を収集し、市民に公表し、啓発していくことが求められます。

国民健康保険以外の情報が少ないことは承知いたしておりますが、本市がデータヘルス計画な

ど、さまざまな取り組みをされている今日にあって、まずは習志野市における医療費の近年の推移と適正化に向けた施策についてお伺いいたします。

質問の2点目は、特別支援教育についてでございます。

今年度初となる教育委員会への質問になりますので、個別の指導計画の進捗状況は、教育支援委員会の実態とは、総合教育センターにおける相談窓口の実績はなど、お伺いさせていただきたいことはたくさんございます。

しかし、今回は、次年度の予算を検討している時期でもあり、ハード面については、1学校1特別支援学級の進捗状況、来年度における谷津小学校への新設計画などを踏まえた、今後の見通しについてお伺いいたします。

ソフト面については、理解と資質の向上、特別支援学級の担任はもちろん、特別支援教育にかかわる教職員の資質の向上に資する研修の現状と今後の予定についてお伺いいたします。

質問の最後、3点目は、特別養護老人ホームの待機者解消についてお尋ねいたします。

習志野市の立地は東京に近いこともあり、国家公務員宿舎など幾つかの国有財産が点在しております。現在、その役割を終えた物件については、国の方針で地元自治体や民間への売却などが推し進められ、谷津4丁目の国家公務員宿舎跡地については、社会福祉法人により特別養護老人ホームが新設されると伺っております。このような手法は大変有効でございます。

そこで、習志野市における特別養護老人ホームの待機者の現状と、今後の施設整備計画についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日も一般質問、よろしくお願ひいたします。

それでは、小川議員の一般質問に順次お答えしてまいります。

大きな2番目の特別支援教育については、教育長が答弁いたします。

大きな1つ目、医療費の「見える化」について、習志野市における医療費の近年の推移と適正化(抑制)に向けた施策についてお答えいたします。

医療費に関する御質問でございますので、市として医療保険を運営しております国民健康保険を例にとりまして、お答えさせていただきます。国民健康保険、いわゆる国保制度は、社会保険等に加入していない全ての人が加入する公的医療保険制度であります。

習志野市国保の加入者は、平成27年度末時点で2万2,733世帯、3万6,138人で、習志野市内の総人口に占める割合は21%となっております。このうち、65歳以上であります前期高齢者の占める割合につきましては43%でありまして、1世帯当たりの被保険者数は1.59人となっており、高齢単身世帯、高齢夫婦のみの世帯が多くを占めている状況であります。

医療費の推移といたしましては、高齢化や医療の高度化に伴いまして、年々増加しておりまして、27年度の総医療費は、前年度対比2億5,000万円増の120億2,000万円で、被保険者1人当たりに換算いたしますと32万4,000円となっております。平成23年度と比較いたしますと、4年間で3万9,000円、13.7%増加しており、1人当たりの年間医療費は、年平均で約3%増加となっております。

このような状況の中で、医療費適正化に向けまして、昨年度にデータヘルズ計画を策定し、本年度から計画に基づく保健事業を開始したところであります。実施に当たりましては、被保険者みず

からが健康の保持・増進に取り組むことを目指し、健康状態に合わせた健康相談や健康教育に取り組んでおります。

また、健康意識の向上を図るためには、医療費の現状を正確に御認識いただくことが重要であると考え、医療費通知のほか、データヘルス計画の概要版を納入通知書に同封し、送付させていただいております。

医療費の増加が見込まれる中、被保険者の健康の保持・増進に向けた保健事業や、医療費の現状を周知していくことについて、必要性がますます高まってきております。健康な方も含めた全ての方に、医療費の現状をしっかりと御理解いただくことで、健康なまちづくりにつながることを期待されております。

御提案いただきました医療費の「見える化」につきましては、具体的な取り組みを検討してまいります。

大きな2点目、特別支援教育については、教育長が答弁いたします。

私からの最後、大きな3番目、特別養護老人ホームの待機者解消について、現状と今後の計画についてお答えいたします。

現在、本市には、特別養護老人ホームが5施設あります。合計で520床分が整備されております。特別養護老人ホーム等の高齢者施設につきましては、3年ごとに策定いたします高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に位置づけまして、計画的に整備を図っておりますが、本年7月1日現在の入居待機者数は283人でございます。

平成27年度から平成29年度までを計画期間といたします。習志野市光輝く高齢者未来計画2015におきましては、特別養護老人ホーム100床の整備を予定しております。現在、谷津4丁目の国家公務員宿舎跡地を取得した社会福祉法人によりまして、建設が進められておりまして、平成30年4月に開設する予定でございます。

特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備は、建設用地の確保が大きな課題であります。国におきましては、国家公務員宿舎跡地などの未利用地の活用を図る中で、高齢者施設や保育所の整備に係る地方公共団体の要望を優先するとしております。

さらに、平成27年11月には、一億総活躍社会の実現に向けた施策の一つといたしまして、国有地を活用した特別養護老人ホーム等の整備を一層促進させるために、定期借地の貸付料を10年間半額にすることや、契約保証金の免除が示されております。

このような動きの中、本市内の国有地につきましても、平成28年1月に関東財務局長から利用意向に関する照会がありました。本年3月に特別養護老人ホーム用地として活用を検討している旨の意思表示をし、現在、東習志野1丁目の国家公務員宿舎跡地活用につきましても、国と協議を進めているところであります。

特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備につきましては、平成30年度から平成32年度を計画期間といたします次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきましても、引き続き重点課題として取り組み、入居待機者の解消に努めてまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員からの一般質問になります。

大きな2番、特別支援教育について、まず初めに、1学校1特別支援学級の進捗状況について

お答えをいたします。

習志野市の特別支援教育について、平成21年12月定例会で、145名の保護者から提出された特別支援教育の充実に関する請願が全員賛成で採択されたことは、教育委員会としても大変重く受けとめているところであります。また、これまでの市議会の中では、小川議員より1学校に1特別支援学級を設置するなど、障がい特性に応じた教育環境を整備し、その充実を図るよう、御提言をいただいているところでもあります。

このような中で、現在、特別支援学級の設置状況は、小学校16校中12校、中学校7校中5校に設置しております。来年度は、かねてより要望の強かった一中学区の谷津小学校に知的障がい特別支援学級を、谷津南小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を、また、大久保小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を新たに設置するべく、準備を進めているところであります。

なお、今後におきましては、自閉症を含む発達障がいを初めとする障がい特性に配慮した教育の充実が求められている現在において、支援が必要な児童・生徒の情報や支援方針を学校全体で共有し、さまざまな場面で支えられるよう努めてまいります。

また、特別支援学級の開設に当たりましては、指導教員の確保など、県教育委員会と連携し、対応をしてまいります。

次に、2番になります、特別支援教育に係る理解の促進についてお答えをいたします。

教員の資質向上に向けて、初若年層担任等の実践力向上を課題とし、特別支援学級担任や通常学級担任の研修を計画的に実施しております。また、特別支援教育のより一層の理解と促進を図るために、それぞれ学校での中心的役割の管理職、特別支援教育コーディネーター、そして支援員についても研修を行っております。

今後とも子どもの困り感に気づき、寄り添う力の育成を重点に、研修の内容などについて教員の希望を取り入れながら、研修の充実に努めてまいります。指導力の向上、高い専門性を持つ担当者の育成や、全ての教員が特別支援教育に対する理解を深め、子どもの困り感に寄り添っていけるよう進めてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、通告の順番を変えさせていただきまして、3点目の特別養護老人ホームから入らせていただきます。議長よろしく願い申し上げます。

特別養護老人ホームに係る質問につきましては、ただいまの詳細な市長答弁で理解させていただきました。7月現在の待機者が283人、決してこの短期間で解消するものではございません。その中にあっても、習志野市が高齢者保健福祉計画、そして介護保険事業計画に基づいていることが、今回確認ができました。

谷津に限らず、市内全域を視野に入れて、今後も進めていただきますことを要望して、この問題は終わりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかの2項目について、順を追って再質問させていただきます。

まず、医療費の「見える化」についてお尋ねいたします。

医療費は、健康と密接に結びついており、全ての市民にかかわり、部局をまたがることも承知いたしております。そこで、わかりやすいところで、国民健康保険における医療費の実態についてで

ございますが、先ほど概要については、市長より御答弁をいただきました。窓口で支払う自己負担分と、そして保険料で賄われる保険者負担分以外の公費分、端的に言えば、税金などで赤字補填をしている繰入金の現状について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。国民健康保険特別会計に対する一般会計からの赤字補填の金額についてお答えをさせていただきます。

平成27年度決算における赤字補填のための一般会計からの繰入金でございますが、前年度に比べ2億9,000万円増加し、5億3,000万円で、被保険者1人当たり1万4,285円という状況でございます。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。

ただいまの御説明に、医療機関にかかっていない市民からは、金額の多寡の前に「それって、何」と、このような言葉が出て不思議ではないと思われま。

それでは、このような実情は習志野市特有のものなのかどうか、習志野市の医療費は、全国や千葉県、そして近隣自治体と比較してどのような状態にあるのか、御説明願います。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。国・県・近隣市の比較ということでお答えをさせていただきたいと思ひます。それで、国・県の平成27年度決算がまだ未公表でございますので、平成26年度決算における国・県・近隣市の国保1人当たり医療費でお答えをさせていただきたいと思ひます。

本市の1人当たり医療費でございますが30万6,970円で、全国平均の32万2,000円よりは低いという状況でございます。また、県平均の30万3,572円よりは若干高いという状況でございます。

近隣市でございますが、千葉市が30万1,228円、船橋市が30万8,844円、八千代市が32万3,681円という状況でございます。

なお、本市の27年度決算では32万3,925円で、前年度比5.5%増加しております。今後につきましても、高齢化や医療の高度化に伴い、全国的に増加傾向にあると考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

国より低く、県より高い、しかし、いずれのデータも1人当たり30万円台の金額であると、このように理解いたしました。今、1人当たりの国民の所得が300万円弱、こういう時代でございます。それを考えますと、見過ごすことのできない状況にあると理解いたしました。

しかし、今の説明だけで、どれだけ市民の皆様が実感を持てたのでしょうか。そこで、市民がより身近な問題として捉えることができますように、国保加入者を例にさせていただきまして、一体どれくらい本人が負担をして、保険者である習志野市がどれくらい負担をしているのか、具体的に御説明願います。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。国保加入者の負担額につきまして、入院した場合を例にしてお答えをさせていただきます。

1月ごとに請求される診療報酬明細書、いわゆるレセプトにおいて、入院分を平均いたしますと、医療費が月額約60万円となっております。そこで、60万円の入院費がかかった70歳未満で3割負担、非課税世帯の方の場合で申し上げますと、高額療養費の限度額によりまして、本人負担は3万5,400円、保険者である習志野市の負担が56万4,600円で、総医療費の94%という状況でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

とてもわかりやすい説明であったと思います。ただいまのこの金額、それからあと、パーセント、これを聞き流す市民はいないと思われま

す。では同様に、生活保護受給者の場合はいかがでしょうか。お伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。

生活保護受給者につきましては、国民健康保険の被保険者からは除外をされております。生活保護法による医療扶助の適用を受け、この医療費につきましては全額公費による負担となっております。

平成27年度決算における医療扶助の金額でございますが、全体では12億4,786万3,000円、これを1人当たりに換算いたしますと、年間約70万円となっております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

生活保護制度から考えますと、全額公費負担、これは当然のことでございます。しかし、1人当たり年間70万円、こういう金額を聞いて、「そうですか」と聞き流せる市民がどれだけいらっしゃるのかなと、懸念はいたします。

先ほども御答弁にもございましたが、今後ますます高齢化が進んでまいります。そして、医療の高度化が進んでおる中、保険料必要額は毎年増加することが見込まれております。仕方がないで済まされるのも限度があると思っております。

ならば、医療費の抑制、ただいまも、習志野市といたしましても、今しっかり取り組んでいる、そういうところでございますが、市民の負担を少しでも減らしていく策、こういうことをしっかり行っていくこと、これは、行政は今まで以上に講じていかなければならないと思っております。

そのためには、健康であることがいかに大切であるか、こういった自覚と、そして啓発、そういうものにもっと力を入れていくこと、そして健康なうちにもっと財源を投入していく、そういう必要があるのではないかと考えております。

方策はいろいろと考えられると思いますが、まずは市民に医療費の実態、こうしたものを知ってもらうことが必要であると考えます。市民の皆様と接する中で、いろんなお話になります。そういう中で、医療機関の窓口で支払う自己負担金のことしか、やはり意識していない、こういう方々が実情でございます。ただいまの協働経済部長と、そして健康福祉部長の御答弁からは、遠回しながらも、そのようなことが伝わってまいります。

しかし、今日の本市の医療費の実情、また、この状況にあっては、遠回しではなく端的に、市民に事実を伝えていくべきではないでしょうか。それは、医療費を使っている人、使っていない人、そして負担している人、負担していない人といった立場に関係なく、全ての市民に知らされるべきでありますし、そして知るべきであると思っております。

そこで、国民健康保険を例に、医療機関等にかかっている健康な市民1人当たり、国保料をどれくらい負担しているのか、お伺いいたします。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問の、医療費がかかっている方でも保険料の負担がござい

ますので、国保加入者の保険料負担額についてお答えをさせていただきます。

平成27年度決算では、被保険者1人当たりの保険料は、現年度分で9万3,868円となっております。

ます。この国民健康保険料は所得等に応じて御負担いただき、健康な方の保険料も含め、医療費全体を支えていただいております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ここまで、いろいろな視点から医療費の現況を確認させていただきましたが、誰もが気になる医療費の負担に焦点を当てて、そして市民に公表し、健康であることがいかに大事か、こうした周知を図ることで、従来の啓発手法に加えて、さらなる健康意識の高揚が図れると考えますが、いかがでしょうか。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。医療費とその負担についてお知らせをすることで、健康意識の向上につながるのではないかと御質問についてお答えをいたします。

これまでも医療費の現状につきましては、被保険者に配布する国民健康保険の手引き、それとデータヘルス計画の概要版などにより、お知らせをしてきたところでございます。また、年2回発送しております医療費通知におきましては、本人が受診した保険診療分と医療費と自己負担額をお知らせしておるところでございます。

しかしながら、今ほど小川議員の御提案の、保険者と被保険者それぞれの負担等をお知らせすることにより、健康づくりのきっかけにつながることを期待できますことから、健康意識の向上につながる周知方法について、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいま、健康づくりのきっかけにつながることを期待できると、そして検討をされると、このような御答弁をいただきました。ぜひ前向きに取り組まれるよう要望いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、習志野市は保険者として、そして福祉事務所として、国民健康保険加入者や生活保護受給者に対して、現在どのような保健事業に取り組まれているのでしょうか。お伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。

初めに、国保被保険者を対象とした保健事業についてお答えをいたします。

本市では、平成28年度よりデータヘルス計画に基づき、健康診査等の実施とその結果に基づく保健事業を実施しているところでございます。保健事業では、医療機関と連携を図りながら、保健師、管理栄養士等の専門職が、特定保健指導のほか糖尿病や慢性腎不全等の重症化予防健康相談に取り組んでおります。

また、市民の健康に対する意識の向上を図るため、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを、地域、それから家庭で実施できるよう、普及・啓発に努めているところでございます。具体的には、保健師が小中学校等に出向き、生活習慣病予防についての健康教育を実施したり、地域での出前講座、まちづくり会議等において、健康づくりに関する知識を広めております。

次に、生活保護受給者への保健事業についてお答えいたします。

生活保護におきましても、生活保護費全体の約4割を医療扶助が占めております。こういったことから、医療費の削減、これは非常に重要な課題であると認識しております。本市では、平成23年度から生活保護受給者に対する健康管理支援事業を実施しており、看護師による定期的な面談や訪問による保健指導、また一般健診を受診したケースにつきましても、この情報を共有し、結

果に応じて医療機関への受診指導などを行っております。

また、医療費削減の取り組みにつきましては、数を重ねる頻回、そして多重受診者、同一の疾病でありながら複数の医療機関を受診するような、このような行動について重点的な指導を行い、使用が原則化されておりますジェネリック医薬品、こちらの利用促進も図っているところでございます。

今後につきましても、引き続きこれらの保健事業を通して、国保被保険者、生活保護受給者が健康状態を良好に保つこと、そしてこれが医療費の適正化につながるよう、しっかりと努めてまいります。以上です。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。頑張っていたいている状況、よく理解できました。

医療専門職は、習志野市はほかの自治体より大変充実しているところでございます。ぜひ、その専門性を十二分に発揮していただいて、もっと細かい部分までしっかり市民の健康を保つ、実りある啓発を続けていただきますようお願いいたします。

そこで、このような啓発がなされているのであれば、国保加入者や、そして生活保護受給者だけではなく、一般会計からの繰入金もあるこの現況にあつては、医療費の実情について、全ての市民に公表をすることを提案させていただきますが、いかがでしょうか。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。全市民を対象にした啓発ということにつきましてお答えをさせていただきます。

国保財政につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、医療費の増加に伴い収支不足が拡大し、一般会計からの赤字補填により運営していると、そんな状況でございます。

ただいま御提案いただきましたことにつきまして、広報、ホームページ等により、全市民を対象とした医療費の公表につきまして、前向きに検討してまいりたいというように考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。前向きな御答弁に感謝申し上げます。

それでは、ここからは、具体的な啓発方法についてお尋ねしていきたいと思っております。まずは若年層から、健康であること、こういうことがいかに重要であるかを意識してもらうことが必要であると考えます。

そこで、健康や医療への意識を醸成するためにも、保健体育の授業などで、医療費の実情を取り入れることを提案させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

若年層ということでございますけれども、若年層より健康に対する知識または理解、こういったことを培っていくことは、非常に大切であるというふうに考えているところでございます。

現在の保健体育の学習指導要領においてでございますけれども、中学校では個人の健康を守る社会の取り組みについて、そして高等学校では生涯を通じる健康ということで、医療制度のことについて学ぶことが位置づけられております。

また、中学校の社会科の公民的分野、これにおきましても、社会保障の充実、また租税の使い道などについてを学習することで、納税者としての自覚を養う、こういったことが位置づけられております。

これ以外にも、食育指導または薬物乱用防止教育など、これらを行いまして、健康な体をつくる

ための実践力を養っているところでございます。

今御指摘の、健康は医療費負担の軽減につながるという視点に立った健康教育につきましては、引き続き中学校の授業を通して、より一層若年層の健康や医療への意識を醸成できるように努めてまいります。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

新たな視点として、ただいま提案させていただきました。前向きに検討していただけると、中学校の授業の中に組み込んでいただけるということで大変感謝申し上げます。よろしくお願いいたします。

学校教育部長の御答弁にもございましたとおり、生涯を通じる健康、これを学ぶこと、これは大変重要でございます。そして必要でございます。そういったしますと、生涯学習をこうした分野にも位置づける必要があるのではないかと考えます。

そこで、若年層同様のテーマを公民館講座または市民カレッジ、こうした分野に、カリキュラムとして取り入れることを御提案させていただきますが、いかがでしょうか。

◎生涯学習部長(井澤修美君) はい。生涯学習の分野でもということでございますけれども、公民館や市民カレッジの健康に関する授業でございますが、公民館では、家庭教育学級で乳児の健康、あるいは寿学級で健康学習、それから、市民カレッジでは、てんとうむし体操ですとか、健康と食事などの講座を実施しております。

小川議員から御提案がございました医療費の実情に対する啓発ということでございますけれども、これまでの関係部の答弁も踏まえまして、今後も健康に関する事業を展開していく中で、関係部署と連携を図りながら、講座等の内容に組み入れることを検討してまいりたいと思っております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。前向きな御答弁をいただいたと感謝いたします。

いずれも本市が保有する資料とか、それから人材、そういうものを活用すれば、決して困難なことではないと思っております。ぜひ滞ることなく取り組まれることを要望いたします。よろしくお願いいたします。

そこで、この問題の最後となりますが、このような内容を確認できる決算状況の公表を提案いたしますが、いかがでしょうか。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。国保医療費の公表ということにつきましてお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

国保の医療費につきましては、毎年度、決算報告書に総医療費や1人当たり医療費等を記載しているところがございます。しかしながら、多くの市民にお伝えする形での公表ということができていないというようなことも実情でございます。

このたび小川議員から御提案いただきました、医療費とその負担について、公表の仕方をしっかりと研究させていただきまして、見える化することで、健康意識の向上につなげてまいりたいというように考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。

こういう少子高齢化、そして厳しい状況の社会でございます。今、市民に対してさまざまなことを

公表していく「見える化」、こういう言葉がちまたで言われております。ぜひこの医療費に関する情報をわかりやすく、そしてつまびらかに公表することで、本市の市民の健康への意識が強化されると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そうはいつでも、一朝一夕にできることではないことは、私も理解いたしております。しかしながら、本市の将来をしっかりと見据えて、今から、ただいまの御答弁にございました内容を、しっかり実現していただくことが重要であると考えております。ぜひよろしくお願いいたします。期待いたしております。ありがとうございました。

この問題については、以上で終わらせていただきます。

次に、質問項目の2、特別支援教育に係る再質問に移らせていただきます。

まず、1学校1特別支援学級が請願どおり進捗していること、特に設置が希薄であった谷津地区に2学級が来年度新設されることに、私も安堵いたしております。

さて、この請願は、そもそも特別な支援を要する児童・生徒が学区域内に通える学級がないこと、そのために通学支援などの措置は講じてはいるものの、保護者や御家族の負担を前提に、ほかの学区域に通わざるを得ないことなどに端を発しておると伺っております。

あれから約10年近くたちました。学級の増設は進みましたが、特別な支援を要する児童・生徒の実態はどのようになっているのでしょうか。そこで、初めに、通常学級における在籍状況について伺いたします。

◎**学校教育部長(櫻井健之君)** はい。通常学級における在籍状況ということでお答えをさせていただきます。

現在、個別の教育支援計画を作成しております児童・生徒数607名のうち、特別支援学級、また通級指導教室在籍児童・生徒数の522名を除きますと、85名の児童・生徒が通常学級での学びとなっております。

また、個別の教育支援計画を作成していない児童・生徒で、学校としては支援を要するというふうに捉えております児童・生徒は、小学校で135名、中学校で36名となっております。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございました。

いまだに、特別な支援を受けることのない児童・生徒がいる状況があると確認できました。では、なぜ彼らは通常学級に在籍しているのでしょうか。その理由について伺いたします。

◎**学校教育部長(櫻井健之君)** はい。それでは、通常学級に在籍する理由ということで、お答えをさせていただきます。

その在籍している理由といたしましては、3つ、主な理由が挙げられます。

1つ目は、通常学級におけます個別的配慮が適当であること。そして、2つ目は、保護者や本人が、特別支援学級や通級指導教室での学びの場を希望しなかったこと。最後3つ目でございますけれども、自校に特別支援学級等がないこと。このようなことが挙げられます。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。そうですね。2つ目、3つ目の理由、学びの場として保護者の皆様が希望しなかった、支援学級等を。そしてまた、学校になかった、自校にない、こういう理由については分析されているのでしょうか。気になるところでございます。

就学先の選択権はもちろん保護者にございます。しかし、本来であれば、特別な支援を受けることのできるはずである学びの場に通っていないという事実に対して、教育機会の均等を図るべき

教育委員会は、その理由をしっかりと把握していかななくてはならないと、また把握すべきであると、私は思っております。特に、この3つ目の「通えないから」、こういう児童・生徒の問題は深刻に受けとめていただかなくてはいけないのではないかと思っております。

そこで、居住する学区に特別支援学級がない、そして隣接する学区の特別支援学級に通っている児童・生徒及びその保護者の御負担、それをどのように把握されているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。御質問にお答えをさせていただきます。

今の御質問でございますけれども、それに対しまして、親の会の要望や電話相談、また就学に関する説明会などで、特別支援学級がお住まいの学区にない保護者の御意見等をお聞きして、現在のところ把握しているところでございます。

御意見としましては、送迎が大変だということ、また自校に設置してほしいということが、就学に関する相談のうち1割程度寄せられていることが確認できております。また一方で、自校にないことで他校に学びの場を選べるという御意見もいただいているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

今の御答弁の中に、親の会などという御答弁がございました。確かに一番身近で把握しやすい場所ではあるとは思いますが、しかし、声なき声、やはりそういうさまざまな声を把握していく必要があるのではないかと、常々感じております。

本当に残念なんです、私のもとへ届く声以上のものを聞かせていただくことができませんでした。悩みを抱える保護者や御家族の思いに、もっと積極的に寄り添って奥底の心を理解していく、やはりそのことが1学校、そして1特別支援学級の設置の理由でございます。そして推進力になるはずでございます。

そこで、次に、ソフト面の再質問に移らせていただきます。

まず、これまで決算委員会等で確認させていただきました、習志野市における特別支援教育の免許保有教員の実情について、どのように進んでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。教員の実態等についてお答えをさせていただきます。

現在、習志野市内の小中学校の教諭で、特別支援学校の免許保有者、これにつきましては46名でございます。このうち、特別支援学級を担当しております教諭は25名でございます。その25名の内訳といたしまして、経験年数が10年以下の者が7名、そして11年以上30年以下の者が10名、31年以上経験がある者が8名ということでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。免許保有率は半分程度かなと理解いたしました。

特別支援教育、特に発達障がいのある児童・生徒の支援で最も大切なことは、保護者に安心を与えること、私はこのように学んでまいりました。どなたがこの安心を与えるのか、言うまでもございませんが、それは携わる教職員でございます。保護者にとって、免許保有は必須条件であるということが御理解いただけたと思います。

例えはよくないかもしれませんが、例えば、この保護者に、船舶免許を持たない船長の船に乗せられている感覚が生じても仕方がないと、このように思えてなりません、いかがでしょうか。

義務教育までは特に子どもの将来に影響を与えるため、保護者とそれから担任の連携、これは

必要不可欠であると。進路になれば、特に丁寧に保護者の思いを受けとめながら、かかわりながら、しっかり進めていく。不安をいっぱい抱えております。安心をどれだけ与えてさしあげられるか。これは通常学級のお子様も一緒ではございますが、特別な支援を必要とする子どもたちでございます、特にこれは必要である、このように言われております。

ところが、近年、本市の支援学級や通級で指導するベテランの先生方が、相次ぎ定年退職を迎えております。そして、後を担える先生方がいないと、こうした切実な声が保護者、そして現場から聞こえてまいります。こうした声を、教育委員会は重く受けとめるべきであると思っております。

まして、来年度は3つの支援学級が新設されます。保護者に安心を与え、そして子どもの将来を任せられる人材の配属、これは必要であり、不可欠でございます。そういう人材の確保は大丈夫なのでしょうか。いろいろと内実、また取り組みは伺ってまいりました。しかし、これこそ、やはり結果が全てであると、私は申し上げたいと思っております。

そこで、改めて、免許保有教員の確保に向けて千葉県教育委員会への要望、毎年されております、そして人事異動による調整について、どのように取り組みをされているのか、お伺いいたします。

◎**学校教育部長(櫻井健之君)** はい。ただいま小川議員のほうから御案内がございましたように、私どもは特別支援学級の担当者の確保につきましては、特別支援学校の免許保有者の配置を、千葉県の教育委員会のほうに具申をしているところでございます。

その結果でございますけれども、今年度については、特別支援学校の免許を保有する2名の教諭を新たに配置することができたところでございます。そのほかにも人事異動においても、計画的な配置を努めるとともに、校長と連携をいたしまして、教諭個々の適性に配慮しつつ、新たに特別支援学級の担当者となる人材の育成に努めているところでございます。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございます。

ただいまの御答弁の中で、今年度は2名の配属が可能となったと、部長のほうから強調して、この2名をと御答弁をいただきました。たしか今年度2学級ですか、新たに支援学級を設置されていると思っております。要するに、その補充かなと私は思っております。退職者等を補充していく、こういうことを鑑みますと、まだまだ足りないのが現状ではないかと思われまます。

先ほども申し上げましたとおり、保護者や御家族、関係者にとりましては、結果が全てでございます。誰もが安心した学校生活を送るためにも、不断の努力をこれまで以上にお願ひ申し上げます。よろしくお願ひいたします。

しかしながら、子どもの成長は待たなしでございます。免許を保有していない教員が配属されている現状がある中で、自己努力をしっかりとなさっているところと思っております。そして、経験の浅い教員も少なくない、こういう事実でございます。ならば、特別支援教育に携わる教職員を研修等によって、一定の資質を保つことが急務ではないでしょうか。この研修に関して、研修の重要性については、今日まで何度も訴えてまいりました。

そこで、今年度の研修の実績と、そして今後の取り組みについてお伺いいたします。

◎**教育長(植松榮人君)** 小川議員から特別支援学級の御質問をいただいております。先ほども1回目に私は答弁しましたがけれども、やはり私たちとしては、1学校に1学級の特別支援学級をということは、もうこれはしっかりやっつけようということとあわせて、今お話があったように、教員を確

保するということは大変難しいんです。今言われたような状況の中でも、習志野市はいいほうだと私は思っていますけれども、そのぐらい県教委に具申しても、なかなか私たちが希望する教員の配置がずっと行われません。

これからも強く要望していきますけれども、そういう中でも1学校1特別支援学級を進めるのか、教員がいないからやめるのか、そういうことを毎年のように考えてきていました。それでも、あることのほうが大事なんだろうということで進めています。

今、これから御質問いただくんだろうというふうに思いますけれども、先生方の研修やら、学校がしっかりチームとして特別支援学級に携わっていくような学校体制をつくることとか、保護者の方々に御支援をいただいて協力してもらってやっていくとか、いろんなことを加味しながら、特別支援学級の充実に努めていきたいというふうに思っております。

そして、特別支援学級の子どもがいても、きのうもありましたけれども、それぞれの子どもにとって、あるいは保護者にとって、全く、一つのことを提案しても逆の考えを持っている人と、プラスとマイナスというような感じの考えを持っている人がいます。例えば、学校に特別支援学級がないからよかったという人とあってよかったという人が、先ほど話がありました。そんなことについて、極めて慎重に対応しなきゃいけないという、きのうも話がありましたけれども、私もそのとおりだというふうに思っています。

したがって、なかなか学校を理解していただけないようなことがあるんだろうというふうに思っていますので、そういうところを御理解いただいて、特別支援教育に御支援をいただけたら大変ありがたいと思っております。以上です。

◎学校教育部長(櫻井健之君) 今の小川議員からの研修の実績、そして今後の取り組みという御質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

特別支援教育にかかわります研修では、初若年層教員の実践力の向上におきまして、各種の障がい種別研修会で、授業研究やケースカンファレンスなどの事例研修会を行っているところでございます。講師を特別支援教育担当指導主事が務めておりまして、専門的な見地から、日ごろの教員の教育実践などに対しまして、指導・支援を行っているところでございます。

今後も演習等の研修内容を取り入れまして、指導力の向上を進めてまいります。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。教育長もまた御答弁ありがとうございます。私も否定しているわけではございません。全く教育長のおっしゃるとおりであると考えております。

ただ、御理解をいただき、また受けとめていただかなければいけないと思っていることは、先ほど逆の考えを持っている人もいるから難しいとございました。本当にそうだと思っております。だからこそ、私は人の大切さということを実感いたしております。そうした逆の考え、また保護者の協力を得て頑張っていきたい、このようにおっしゃっているその教育現場に対して、そういう理解、また、ともに頑張っていこうと思わせられる、そうした調整できる、しっかりと理解をしている人を置くことによって変わっていくのではないかなと、常々感じております。

保護者の皆様は、全て100%にならないからと不満や不安を持っているのではございません。できないことはできないで、しっかりとそこは受けとめながら、ともに頑張っていこうという思いがあることは、ぜひ御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

時間の関係もございますので、今回はこの内容の確認はいたしません。しかし、ただいま、今年度の研修の実績を伺わせていただきました。しかしながら、大変申しわけございませんが、これまで以上でなければ以下でもないとの印象を持たざるを得ません。ただ、以前に提案をさせていただきました演習が組み込まれた、これについては評価させていただきます。

しかし、重要なのは受講された教職員の評価ではないでしょうか。受講された教職員からは、次回に向けてどのような意見や要望が上がっているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。研修についての次年度に向けた要望や意見ということで、お答えをさせていただきます。

研修が終わった段階でアンケートをとらせていただいております。そのアンケートによりますと、「自分が事例として挙げたことに対して、具体的なアドバイスをもらいたい」、「自分とは違った視点の指導についての意見をもらいたい」、このような要望が上がっているところでございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいま御答弁いただきました。

保護者は、先ほど申し上げるのを忘れてしまったんですが、先ほど保護者にも協力をいただきたいとの教育長の御答弁がございました。本当にそのとおりでと思います。ただ、保護者はこうしてもらいたいという、その思いをお伝えしましても、往々にして反対になるようなこととか、理解してもらえない、いつもそういうことが不思議なんですという声をいただいているんですね。

ですから、今回、ただいま現場の担任の先生の研修の声を聞かせていただきましたが、ぜひ今後の研修には、先ほどのこの生の声を反映させていただきたいと思っております。今現場は、より実践的な内容を欲していると察します。毎日、児童・生徒と向き合うのですから、当然のことと思っております。

そこで、ケースカンファレンスや授業評価など、より実践的な研修が近年どのように組み込まれているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。御質問にお答えさせていただきます。

ケースカンファレンス、いわゆる事例研修、これにつきましては、通常学級担任対象特別支援教育事例研修会、こういうものがございまして、これらの研修等で参加する教員が事例を持ち寄りまして、講師とともに、児童・生徒の実態や支援のあり方について研修を行っているところでございます。講師を招聘いたしまして、小グループに分かれて、具体的な検討が行えるよう取り組みをしているところでございます。

また、授業評価についてでございますけれども、主に指導主事が各学校訪問の際に、事後指導として評価を行っているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。実施しているとの御答弁であったと理解いたします。

また厳しいことを言わせてもらうことになり、私も心苦しいんですけれども、私の耳に届く声はもっと厳しいものが少なくありません。ぜひこの差異をまず明らかにしていただいて、解消に努めていただきたいと思っております。恐らく先ほどの担任の先生方の生の声、こうした声の分析に甘さがあるのではないかなと、そこに問題があるのではないかと思われますので、しっかり分析をしていただきたいと思っております。

研修内容は、求め、そして求められて、より充実したものになるはずでございます。ゆえに、この

企画立案に携わる方々、こういう方々の資質とか、また責任、こうしたものは大変重大であると思はれます。次年度の企画立案が始まる時期であると思われるので、ぜひその点を考慮して検討していただきたいと思はれます。

ここまで、担当する教職員の研修に焦点を当ててまいりました。担当者だけではなく、学校、そして教育委員会として取り組むべきものでございます。そこで、特別支援教育コーディネーターの今年度の研修内容と実績についてお伺いいたします。

◎**学校教育部長(櫻井健之君)** はい。御質問にお答えさせていただきます。

今年度の特別支援教育コーディネーター研修、これでございますけれども、特別支援教育コーディネーターの役割、そして個別の教育支援計画の作成と活用を内容として実施しているところでございます。今後は校内支援体制についても行う予定となっております。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを講師としたということで、専門的で実践的な研修になっているところでございます。また、ディスレクシア、いわゆる読み書き困難に関する講演会にも参加して、発達障がいに対する理解も深めているところでございます。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** ありがとうございます。

次に、初若年層教員の指導担当者についてはいかがでしょうか。特に当該担当者につきましては、指導的な立場にあることから、特別支援教育に係るこれまでの実績をあわせてお伺いいたします。

◎**学校教育部長(櫻井健之君)** はい。質問にお答えさせていただきます。

初若年層教員の指導担当者、これにつきましては、習志野市では総合教育センターの指導主事が研修計画と運営を担当しております。指導担当者の特別支援教育に関する研修の実績といたしまして、例えばインクルーシブ教育についての研修、または通常学級における特別な支援を必要とする生徒の対応について、このような研修などがあります。

また、学校におきましては、初任者に対して、校内指導教員と拠点校指導教員が指導に当たって、また元校長先生を初めとする指導経験の豊かな担当者が、現在務めているところでございます。校内指導員につきましても、校内研修等において、特別支援教育について研さんしているところでございます。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございます。

それでは、学校運営のかなめとなる管理職についてはいかがでしょうか。管理職の理解は、現場にとって必須でありますことから、お伺いいたします。

◎**学校教育部長(櫻井健之君)** それでは、管理職の研修内容ということでお答えをさせていただきます。

今年度、教育委員会では、幼・小・中校園長・教頭・教務合同研修会におきまして、障害者差別解消法や合理的配慮を内容とした研修を実施しております。また、県教育委員会の主催でございますけれども、インクルーシブ教育システム研修会、これにつきましては、小中学校長が全員参加したところでございます。

これらの研修を通じまして、特別支援教育に対する理解が、我々としては促進されたものというふうにご覧いただいております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

最後に、学校組織のかなめとして位置する教育委員会事務局職員につきましてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) それでは、事務局職員の研修ということでお答えをさせていただきます。

現在、特別支援教育にかかわる教育委員会内の事務職職員は4名おります。この4名についてでございますけれども、葛南5市指導主事等合同研修会に参加して、特別支援教育担当主事としての研修を受けているところでございます。

また、NPO法人が主催でございますけれども、発達障がいに関する研修等に自主参加をしております。そして、その中で、発達障がいに対する理解や指導法などについて、現在、研さんを重ねているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいま、特別支援教育における教職員の配置、そして研修に係る御答弁をいただきました。保護者や関係者が聞いておられたら、どのような感想を持たれたのでしょうか。私は、やはり、これまで以上でなければ以下でもない、このような印象を持ちました。まだまだ工夫をすることで、前進する余地があるのではないかと考えております。

学校について少し述べさせていただきますと、校長とそして支援学級担任の理解と考え方で、よくも悪くも変わってしまう、こうした御意見、また懸念する声を今日まで伺ってまいりました。こうした声は、今年度も残念ながら入ってきております。私も実際に見過ごせぬ光景、こうしたものを目の当たりにしたことがございます。管理職の理解と、そして意識、こうしたものが現場にとってどれだけ大事であり必須であるか、このことを本当に痛感いたしております。

ずっと毎年毎年、十数年になりますけれども、いろいろと現場の状況、そして懸念する問題等につきましては、その都度その都度、指導主事の皆様に、私は情報としてお伝えをさせていただき、改善を求めてまいりました。

また、御答弁に、学校では初任者研修を、元校長を初めとする指導経験の豊かな担当者が務めているとございました。しかし、何をもちて指導経験豊かなと言うのでしょうか。特別支援教育に係るこれまでの実績も伺わせていただいたところでございますが、いま一つ、ただいまの御答弁からはわからなかったと思っております。大変気になるところでございます。

「やっている」、本当にそういう教育委員会の御答弁に対しまして、まだまだこうした苦言、この苦言の繰り返しは、私にとっても心苦しいものがございます。そして、何よりも相当の覚悟とパワーが必要でございます。

発達障がいのあるお子さんにとって義務教育の9年間がいかに大切か、今までの、議会のたびに説明させていただきましたので、ここで申し述べることはいたしません。しかしながら、この子どもたちが大人になって、その生涯に大きな影響を及ぼしかねない、この貴重な9年間、時間である、このことを重く受けとめていただきたいと、私は切に願うものでございます。

特殊教育から特別支援教育へと、平成19年度から変わりました。私は今まで名前が変わっただけだと、よく教育委員会の先生から言われました。しかし、時代が変わってきている、時代が変われば教育も変わってきている、そして求められるものも変わってきている。ここを、やはり理解して

いく必要があるのではないかと考えております。

よく、「わかるということは変わること」との言葉がございます。特別支援教育に携わる教育委員会事務局職員におかれましては、一生懸命、本当に汗を流しながら頑張ってくださっていることは、理解はいたしております。

しかし、目の前の子どもに思いをはせて、はせていないとは言いません、思いをはせてはおります、しかし、それがわからないと申しましょうか、先ほどの保護者の「一生懸命お話ししても理解してもらえないことが不思議なんです」、これは私も実感していることでございます。ぜひもっと積極的に学んでいただき、そして心を働かせて、まずは見つめ直す、こういうところから突破口を開いていただきたいと、切に切にお願いいたします。

次年度に向けて、私がまだまだと毎回毎回申し上げていることも御理解いただけない、本当に残念でならないんですね、ぜひそういう理解できる方の配属をお願いしたいと考えております。そして、まだにとどまる取り組みを強く要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。